

都筑区雨水出水浸水想定区域図 (想定最大規模)



1:11,000

川崎市

青葉区

都筑区

港北区

緑区

神奈川区

凡例

- 下水道事業計画区域
- 2.0m以上
1層の軒下以上
- 1.0~2.0m未満
床上海水相当1層の軒下まで
- 50cm~1.0m未満
床上海水相当大人の腰まで
- 20~50cm未満
床下浸水相当
- 2~20cm未満
道路冠水相当
- 2cm未満未満
道路冠水相当

- 都 県 界
- 市 区 界
- 下水道事業計画区域外

1) 説明文

- この図は、横浜市において、水防法の規定に基づく想定最大規模降雨が市域全域に降った場合に浸水が想定される範囲やその深さを表したものです。この図で色がついていない場所は、計算上では浸水しない場所ですが、雨の降り方によってはこの図に示されていない場所でも浸水する可能性があり、浸水深も深くなる場合がありますので注意して下さい。
- 平成30年度末時点の下水道の整備状況や、水路や河川のデータ及び地盤高(標高)の状況等を勘案して、「想定し得る最大規模の降雨」(1時間降水量153mm)に伴う雨水出水により内水氾濫が発生した場合に想定される浸水の状況を、シミュレーションにより求めたものです。
- このシミュレーションの実施にあたっては、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨、津波、高潮、洪水(河川の破堤)による氾濫等を考慮していませんので、この浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合があります。
- 水防法第14条第2項第4号の規定により定められた雨水出水浸水想定区域は、下水道事業計画区域内のうち浸水が想定される区域(着色部)で示しています。なお、灰色()で着色した区域は、横浜市公共下水道により雨水を排水していない下水道事業計画区域外のため、雨水出水浸水想定区域の対象外になります。
- 水害時において避難や水防活動を開始するタイミングは、お住いの状況等により異なることから、自らの判断で適切に行動してください。

2) 基本事項等

- 作成主体：横浜市
- 指定年月日：令和8年3月25日
- 告示番号：226号
- 指定の根拠法令 水防法(昭和24年法律第193号)第14条第2項第4号
- 指定の前提となる降雨：想定最大規模降雨(1時間降水量153mm)

3) 備考

- ① その他計算条件等：対象区域を一辺25mのメッシュに分割し、メッシュごとの浸水深を計算しています。
河川水位については、河川もモデル化を行い下水道と併せて解析を行っているため、河川からの溢水は考慮していますが、河川堤防の破堤は想定していません。
潮位については、昭和54年に観測された既往最高潮位を条件としています。
- ② 浸水継続時間(浸水深50cm以上がおおむね24時間以上継続する場合に表示)について、横浜市では該当がないため表示していません。
- ③ 国土地理院が公表している平成30年度末(平成31年3月)時点の標高データ※を基に、道路の高さや下水道のマンホールの高さなどを用いてメッシュの地盤高を設定しています。

※測量法に基づく国土地理院長承認(使用) R 4JHs 868